

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成29年6月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務名

香川県税務システム構築及び運用保守等業務（以下「本業務」という。）

### (2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 構築業務の履行期限

平成31年9月30日

### (4) 運用保守等業務の委託期間

平成31年10月1日から平成37年9月30日まで

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

## 2 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、平成29年7月14日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X番号087-833-0352

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること

と。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

(6) 本公告の日から過去5年以内に、都道府県の税務システムの設計又は開発業務を履行済み又は履行中であることを証明した者であること。

(7) 本業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。

### 3 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、2の(6)及び(7)の要件を満たすことを証明する書類を平成29年7月21日午後5時までに、4の(1)に示す場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、(1)の書類とともに紙入札方式参加届出書及び入札参加資格確認申請書を提出することとする。

(3) 提出された書類を審査した結果、本業務を履行することができると認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより、平成29年8月1日までに通知する（紙入札方式による入札参加を希望する者には、紙媒体で通知する。）。

### 4 契約の内容を示す場所等（入札説明書等の交付等）

(1) 入札説明書等の交付場所

郵便番号760-0068 高松市松島町1丁目17番28号

香川県高松合同庁舎3階

香川県総務部税務課 税務システムグループ

電話番号087-806-0330 F A X番号087-862-0476

(2) 入札説明書等の交付日時等

平成29年6月9日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成29年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）に、(1)に示した場所に対し入札説明書等に関する質問書により行うこと（F A X又は電子メールも可とする。）。

回答は、平成29年7月13日午後5時までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者に対して通知する。

### 5 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

### 6 入札及び開札を行う日時及び場所等

(1) 入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 平成29年8月7日午後2時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 平成29年8月7日午後1時から午後2時まで

(イ) 提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 平成29年8月4日午後5時（必着）

(イ) 送付先 4の(1)に示した場所

(2) 開札

ア 日時 平成29年8月7日午後2時

イ 場所 香川県総務部税務課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

## 7 落札者の決定方法

(1) 総合評価は、別記「香川県税務システム構築及び運用保守等業務に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に基づき行う。

なお、技術提案書の内容が、仕様書に規定する事項（県が代替案として認めた事項を除く。）を満たさない場合又は入札関連資料作成要領により記載若しくは添付すべき事項等の全部若しくは一部を欠く場合は、失格とする。

(2) 規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であって、かつ、(1)により失格とならなかった者のうち、落札者決定基準により得られた総合評価の得点が最も高い者を落札者とする。

なお、落札者決定基準により得られた各項目の得点の合計点数が最も高い入札者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとするが、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者の決定結果については、文書で入札者に通知する（平成29年8月中を予定）。

(4) 技術提案書の評価の経過については公表しない。

(5) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

## 8 契約書作成の要否 要

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成29年7月21日午後5時までに入札（契約）保証金免除（減額）申請書を4の(1)に示した場所に提出すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

また、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(6) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(7) 問合せ先

4の(1)に示す場所

(8) 詳細は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

The design, development, operation, and maintenance of a tax management information system and the preparation of all the physical and digital equipment necessary to operate the system

(2) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

2:00 PM on August 7, 2017

Date and time for hand-delivered submission of tenders:

1:00 PM-2:00 PM on August 7, 2017

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 PM on August 4, 2017)

(3) Contact point for the notice:

Tax Administration Division, General Affairs Department, Kagawa Prefectural Government, 1-17-28, Matsushima-cho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, 760-0068, Japan.

TEL 087-806-0330

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

別記

香川県税務システム構築及び運用保守等業務に係る落札者決定基準

1 総合評価

総合評価の点数は、1,000点満点とし、点数の配分は、技術提案書の技術点600点、価格点400点とする。

(1) 技術提案書の評価は、次表による。

項番	評価項目	評価基準	配点	
1	全般	業務運営	○ 本県が本業務委託を通じて解決したい課題及び期待する	10

		方針	効果に即しているか評価する。	
2	システム要件	機能性 (その1)	○ 要求機能のうち必須項目を満たした上で、任意要求機能の実現度合を評価する。 ※ 実現度合 (%) = 任意要求機能のうち標準機能による対応件数とカスタマイズにより対応する件数の計 ÷ 全任意要求機能件数	40
3	システム要件	機能性 (その2)	○ 延滞金や還付加算金等について、自動計算の範囲や計算過程の可視化について評価する。	20
4	システム要件	信頼性・可用性	○ システムの信頼性及び可用性を向上させる手法を評価する。	20
5	システム要件	使用性	○ ユニバーサルデザインやウェブアクセシビリティに対する提案を評価する。 ○ ガイダンス、メッセージ等、操作性を向上させる機能を評価する。 ○ EUCの操作性を評価する。	30
6	システム要件	効率性	○ オンライン処理、バッチ処理、データのバックアップ・リカバリー処理等を効率化する手法を評価する。	20
7	システム要件	安全性	○ アクセス権限管理、アクセスログ管理、データ保護機能等のシステムの安全性向上のための手法を評価する。	20
8	システム要件	保守性	○ 制度改正等によるシステム改修（付加委託料の対象となるもの）を安価かつ効率的に対応する手法を評価する。	50
9	システム要件	拡張性	○ 将来のシステム拡張（税制改正、電子納税等）に際して、安価かつ柔軟に対応できる手法を評価する。	30
10	システム要件	環境性	○ データセンタの安全性を評価する。	20
11	構築	設計・開発手法	○ 採用する設計・開発手法について評価する。 ○ 設計・開発工程において、設計ドキュメント等を本県の担当者が理解しやすくする工夫及び本県側の作業負担を軽減する工夫を評価する。	30
12	構築	テスト	○ テスト工程におけるバグ等を確実に検出する手法を評価する。 ○ 受入テストにおける本県側の作業負担を軽減する工夫を評価する。	20
13	構築	移行	○ 現行システムからの移行を確実に実施するための手法を評価する。 ○ 移行に伴う本県側の作業負担を軽減する工夫を評価する。	30
14	構築	教育	○ システムの利用者が短時間でシステムの操作方法等を習得するための手法を評価する。	10
15	実施体制	構築体制	○ 構築体制を評価する。	30
16	実施体制	運用体制	○ 運用体制を評価する。	20

17	実施体制	保守体制	○ 保守体制を評価する。	20
18	実施体制	業務管理	○ 本業務全体の業務実施計画及び業務管理手法について評価する。	20
19	実施体制	品質管理	○ 品質管理体制及び品質管理手法を評価する。	20
20	実施体制	危機管理	○ リスク管理手法を評価する。	20
21	実施体制	サービスレベル	○ 仕様書のサービスレベル要件の基準値を上回る基準値の提案を評価する。 ○ サービスレベルの測定手法及びその手順を評価する。	30
22	その他	税務システムの導入実績	○ 都道府県税務システム構築実績及び運用実績を評価する。	30
23	その他	運用保守等経費	○ 運用保守等経費について次の計算式にて評価する。 評価点（小数点以下切捨て）＝配点×（6年間の最低金額÷6年間の運用保守等経費）	30
24	その他	システム改修工数算出方法	○ 付加委託料の対象となるシステム改修工数を算出するための生産性係数及び技術者比率を評価する。	30
技術点計			600	

(2) 価格点は、次の算式による。なお、小数点以下第一位未満の端数があるときは、これを切捨てとする。

項番	項目	算出方法	配点
1	価格	○ 入札価格点＝400点－（入札価格×1.08／予定価格）×400点	400
価格点計			400

## 2 技術提案書の評価方法

技術提案書の評価は、評価項目ごとに、次表の判定基準により行う。なお、各評価項目の点数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、これを切捨てとする。

判定基準	点数
非常に優れている	配点の100%
優れている	配点の80%
標準的である	配点の50%
やや不十分である	配点の20%
記載不足	配点の0%